

## 平成29年 第8回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成29年 8月28日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員7名  
農地利用最適化推進委員7名

### 農業委員

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1番 大福 裕子  | 2番 幸妻 正浩 | 3番 森 清一  |
| 5番 宇治橋 俊美 | 6番 二宮 國光 | 7番 永友 清太 |
| 会長 坂本 弘志  |          |          |

### 農地利用最適化推進委員

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1番 松井 正一郎 | 2番 永友 祥一 | 3番 山口 裕三 |
| 5番 永友 定己  | 6番 木浦 由子 | 7番 宮越 美秋 |
| 8番 橋口 卓史  |          |          |

4. 欠席委員  
なし

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第39号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第42号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第43号 高鍋町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について

6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三  
主 査 佐野由美

(開会 14時00分)

[事務局]

ただ今から平成29年第8回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それで

は坂本会長、会の進行をお願いいたします。

[議長]

本日の委員、7名全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。なお、農地利用最適化推進委員7名全員が出席です。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第10条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番 二宮國光委員・7番 永友清太委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定については別記のとおり、本日8月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】

異議なしと認めます。よって会期は、本日8月28日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。

諸報告のうち、業務報告です。【8月】。2日（水）平成29年度農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会がJA・AZMで行われました。二宮委員が出席しております。4日（金）西都児湯市町村農業委員会連絡協議会臨時総会が都農町役場で行われました。会長、鳥井が出席しております。この臨時総会におきまして、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会会長に坂本会長が就任したところです。同時に高鍋町農業委員会事務局が、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会の事務局になったところがございます。8日（火）平成29年度第5回高鍋町特別融資制度推進会議が高鍋町役場で行われております。会長、三笠補佐が出席しております。16日（水）第17回常設審議委員会が宮崎県トラック協会で行われております。会長が出席しております。17日（木）高鍋町農業者年金受給者協議会役員会が高鍋町役場で行われております。会長、事務局から鳥井、佐野主査が出席しております。21日（月）平成29年度農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会がJA・AZMで行われております。委員12名、事務局から鳥井が出席しております。22日（火）農業会議臨時総会が宮崎県トラック協会で行われております。会長が出席しております。23日（水）が現地調査でございました。会長、大福委員、森委員、事務局から鳥井、佐野主査が出席しております。23日（水）平成29年度農業者年金加入推進特別研修会がJA・AZMで行われております。会長、永友副会長、木浦委員、事務局から佐野主査が出席しており

ます。25日（金）第43回宮崎県農業者年金受給者協議会総会が宮崎県トラック協会で行われております。会長が出席しております。本日28日（月）が、平成29年第8回高鍋町農業委員会総会です。全委員、全職員出席です。総会が終わりまして、農地中間管理機構事業説明会が行われます。全委員、事務局から鳥井、三笠補佐が出席予定です。明日29日（火）平成29年度高鍋町畜魂慰霊式が行われます。会長が出席いたします。同じく29日（火）農地中間管理事業の推進についての意見交換会が高鍋町役場で行われます。会長、事務局から鳥井、三笠補佐が出席予定です。

業務計画【9月】です。5日（火）平成29年第3回高鍋町議会定例会開会予定となっております。会長、事務局から鳥井が出席予定です。11日（月）から農地利用状況調査を開始いたします。午前中が区域1、宇治橋委員、松井推進委員、事務局から金森農地相談員が出席いたします。同じく11日（月）午後から区域2になります。大福委員、山口推進委員です。12日（火）が区域3、二宮委員、永友祥一推進委員です。12日（火）第18回常設審議委員会が宮崎県トラック協会で行われます。会長が出席予定です。12日（火）午後が区域4、幸妻委員、木浦推進委員です。13日（水）午前が区域5、永友副会長、橋口推進委員です。次のページをお願いします。13日（水）平成29年度宮崎県女性農業委員連絡協議会総会及び研修会が宮崎県トラック協会で行われます。大福委員、木浦推進委員が出席予定です。13日（水）同じく農地利用状況調査です。午後が区域6、会長、宮越推進委員です。14日（木）同じく農地利用状況調査です。午前が区域7、森委員、永友定己推進委員です。21日（木）が現地調査となっております。会長、二宮委員、幸妻委員、事務局から鳥井、佐野主査が出席予定です。22日（金）が全国農業新聞全国統一普及強調月間に伴う市町村巡回が高鍋町役場で行われます。会長、大福委員、事務局から鳥井、佐野主査が出席予定です。28日（木）が平成29年第9回高鍋町農業委員会総会となっております。全委員、全職員出席予定です。業務報告、業務計画については以上です。

#### [事務局]

4ページをお開きください。「県進達経過報告」を申し上げます。

農地法4条申請。平成29年7月24日現地調査を行っております。

申請人は〇〇〇、転用目的は隣接一般個人住宅の車庫で問題ありません。

農地法5条申請。平成29年7月24日現地調査を行っております。

借受人 〇〇〇〇、貸渡人 〇〇〇〇、転用目的は〇〇〇〇飼料プラントの増設及び進入路で問題ありません。

譲受人 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇、転用目的は太陽光発電施設で問題あり

ません。

続きまして5ページをお開きください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 面積 1,272 m<sup>2</sup>  
外2筆 賃貸人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 貸借人 〇〇大字〇〇  
〇〇番地 〇〇〇〇 解約届出日 平成29年8月17日 解約成立日 平成29  
年8月17日 土地引渡時期 平成29年8月28日 解約の理由は合意解約で  
す。

続きまして6ページをお開きください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」です。

1番 権利者 〇〇市〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇 農地の所在 大字〇〇  
字〇〇 〇〇番 田 365 m<sup>2</sup> 外9筆 取得日 平成28年4月22日 取得事  
由 相続 あっせんの希望は有となっております。あっせん申出書の方を送付  
予定しております。以上、報告いたします。

すいません、先程、農地利用状況調査の日程を報告したところですが、午前中が9時から午後が13時30分からになっております。事務局の方に行きましたら10分くらい前に集合していただけるとありがたいです。前は農業委員さんのところにお迎えに行っていたんですけど、その時は農業委員さんが一区域お一人でしたので、今回は農業委員さんと推進委員さんとお二人で回っていただきますので、出発時間のできましたら10分くらい前にきていただくとありがたいです。農地利用状況調査というのは金森農地相談員という方が農業委員会事務局に臨時できていただいております。農地パトロールを常日頃から全体的にやっております。耕作放棄地、違反転用関係を調べているところですが、金森さんと同行していただいて、自分の区域の農地パトロール、耕作放棄地、状況をしっかり把握してもらおうというのが、農地利用状況調査の目的ということになっております。これは皆さんが常日頃やっつけらることを農地相談員と一緒に回っていただくということでございます。帽子をその時被ってください。帽子と名札があると思います。農地パトロールをするときは、帽子を被って、帽子をいつも被ってくださいとは言いませんが、帽子をできたら被っていただいて、身分証明書は、これは必ず付けておいてください。以前、身分証明書を作る前に誰やるか、ということで、いろいろ問い合わせがあったということですので、農地パトロールをするときは、身分証明書を必ず付けるようお願い

いします。以上です。

[議長]

ただ今の報告について、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】  
それでは、質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

それでは続きまして、日程第4 議案第39号「農地移動適正化あっせん事業  
について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7ページをお開きください。議案第39号「農地移動適正化あっせん事業につ  
いて」。

1番 平成29年8月15日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○  
番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 2,124㎡。

この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質問なし】  
それでは、あっせん委員の指名をいたします。

売渡申出 1番 担当委員 1番 大福 裕子 委員  
順番委員 3番 森 清一 委員

よろしくをお願いいたします。

なお、担当区域の推進委員とも連携を図りながら進めていただきたいと思います。  
ます。

日程第5 議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議  
題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10ページをお開きください。議案第40号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」。

1番 解除条件付3条使用貸借 農地の所在 大字○○字○○番 地目 畑  
面積 7,000㎡ 外2筆 貸付人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 借受

人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。

この件につきまして、担当の森委員お願いいたします。

[3番]

説明いたします。ややこしいので、聴き取りにくいかもしれませんが、お願いいたします。まずこの農地の場所は、○○地区にあります高鍋町の○○○○から約500m南西の方向にあります。今回の申請は農地の所有者、○○さんが、○○○○の関連会社である○○○○への農地の貸借であります。ちなみに資本金5,000万円、内訳が、○○○○が250万円、○○○○が4,750万円となっております。○○○○は全くの新規の就農の会社であります。この農地にはお茶が作付けされていましたが、約15年前から手入れがされることなく、大変荒れた状態です。○○○○の農場長に電話をしましたところ、抜根してキウイフルーツを作付けしたいということでありました。また近隣の農家からも不安とか不満の声も聞かれて、一刻も早い現状復帰をしてほしいということが上がっております。茶の抜根、防霜ファンの電線・電柱の撤去、これから作付けるキウイの苗の手配とか、多くの課題がいまのところあります。今回受け手の○○○○さん、○○○○○系列の後押しがあることから、今回の申出の決め手になるのかなと考えております。そして○○地区環境保全協議会からも早急の現状復帰の要望がきております。ちなみに賃料が、小作料が5年間無償ということになっております。私も一人で判断する訳にはいきませんので、ここにおられる委員さん、担当推進委員さん、事務局の皆さんの考えを聴かせていただいて、検討していただきたいと考えております。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[1番]

報告いたします。8月23日、鳥井局長、佐野主査、坂本会長、森委員、大福で現地調査を行いました。ただ今、森委員から報告あった通りで間違いありませんが、長年に渡って放置されておりますので、回復するのは望ましいと思えますけれども、現状のこの申請においては、若干不備もあるのかなというふうに考えられますし、西隣の方にはお茶畑があります。キウイフルーツとか果樹がきた場合にどうなのかなということも検討しなければいけないのかなと思ひまして、私としては検討をまだする余地があるのかなというふうに思いますので、ご報告いたします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

11 ページをお開きください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項第1号につきまして、借受人の保有している機械の能力、農作業に従事する役員及び使用人の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効果的に利用できるものと見込まれますが、苗の供給等について契約の未定部分が見受けられております。

借受人は〇〇〇〇及び〇〇〇〇が出資を行う一般法人で、今回の申請は遊休農地化した本地を整地した後、キウイを作付する計画であり、長期に渡り放置され懸念されていた遊休農地の解消が見込まれます。また、農地利用については適正な肥培管理が実施されることから本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

[推進委員5番]

先程から説明されたのですが、納得する面もあるのですが、私の推進委員から言いますと、これは実質面積が29,049㎡あるのに作付けは20,000㎡であることなど、残りの面積に草が生える可能性があるので、管理が不十分になるのかなと。前回の人が草刈りを1回もされておりましたので、ここらが1番重要な点かなと。

2番目に、これにまだ記入がされておりませんが、畑かんが実行されるのかどうかですよね。そこらが全然記入されておりません。

そして3番目に、このお茶畑の抜根されるところの横が、実質高鍋町の観光の〇〇〇〇に毎年なるのですよ。必ずそこに4、5千人の客が来られて、辺り一面の写真を撮ったりされるので、そこらの肥培管理などがきれいに整地されてないようで、あとで委員さんの今からの説明など、もうちょっと審議してもらった方がいいんじゃないかと思います。以上です。

[議長]

ただ今意見が出ておりましたけれども、他にございませんか。

[7番]

計画にまだ随分と不明な点もあるということですが、貸借の期限もま

だはっきりしていないようですし、賃借料についても収穫まで無償で、それから50万円程度という表現でもありますし、計画をもっと煮詰めていただいた上で、詰めていっていただくと、いい話であるなと思っているところです。

[議長]

その他、ご質問はございませんか。

[事務局]

先程、永友定己推進委員の方から、29,049㎡あるのに作付けは20,000㎡だという話があったんですけども、確認したところ中に耕作道路を造ります。その耕作道路分を差し引いて、植付けについては20,000㎡だというふうに聞いております。

畑かんの問題ですけども14ページをお開きください。真ん中から下ほどに、水管理等一般管理の方法というのがあると思います。灌水チューブによるというふうに書いてございまして、こちらを確認しましたら、畑かんをひく予定だというふうに、確認をしたところです。

あと、いろいろ写真を撮られるので、見た目が景観的に良くないということですけども、耕作放棄地の再生利用の事業があるんですけども、それを活用する予定だということです。

永友委員の方から5年間無償というお話がありましたけれども、耕作放棄地再生利用緊急対策という事業を使用した場合に、5年間は賃借料を取れないこととなります。5年間は無償で貸し付けるというふうになっております。50万円程度という部分についてはですね、程度という部分については、確認は私も。50万程度ということしか、確認はしていないところです。

いままでの質問で、こういう答えでよろしかったでしょうか。

[3番]

50万円程度というのは、2町9反×17,000円と書いてあります。計画書には、5年後に発生するのかなと。49万何がしかの金額が。

[議長]

その他、ご質問はございませんか。

[事務局]

この計画書自体はですね、いろいろ皆さんがおっしゃったように、問題はあるところがございます。キウイを植えるスケジュールを確認したところ、平成29年9月の上旬に、苗関係、キウイですので、そう簡単には作れるものではありません。



せんので、営農指導ですね、そういう関係の合意を9月上旬にする予定だということ。それが合意に至った後に、別シナリオとしては、今年の11月に定植をする予定だということですので、いまのところ、さつまいもとかキャベツとかだったら苗は〇〇さんで買えますよ、ということで、ある程度確約が取れるというような採択が出来ると思うのですけれども、この〇〇〇〇さんのキウイの苗については、まだ苗を提供していただける営農指導をしていただけるところの確実な確約が取れていないところです。ですから今申し上げたことを逆に言いますと、9月上旬に苗を提供してくださるところとお話し合いをして、そこで、いやうちの苗はちょっと駄目です、という話になったら、キウイを植える時期がまた延びる、11月に定植というふうな計画ではなっているみたいですが、その計画は実行されない、ということになる可能性はあるのかな、と考えているところです。

[2番]

今、事務局等の意見を聴かせてもらいましたけれども、全てが未定みたいに受け取れるのですよね。よって継続審議というわけにはいかないのでしょうか。

そのうちに、むこうの会社がどうしてもやろうという気があれば、ちゃんとした契約書等を作成して提出してくると思います。以上です。

[事務局]

計画書自体はこういう計画書でよろしいのかなと思います。今、2番委員がおっしゃったように、確実なものじゃないということで、苗を入手します、いつ植えます、というのがわからないと、農業委員会としても許可するのはちょっと考えた方が、もっと議論する必要があるのかなと思います。

[議長]

今、皆さんからの質問が具体的にきまして、今、事務局からの説明もありまして、9月に苗の供給元の会社との契約の話が進む予定になっているという計画なんですけれども、現時点では契約がなされない限りは、許可というのは難しいのではないかと考えています。私としては、皆さんの意見を聴きながらですけれども、むこうの方がそういう提携先の会社との契約、苗の供給、栽培体系の確立という契約が出来上がった正式な契約書が出された段階で検討するというか、それまで保留というかたちをとった方が1番いいんじゃないかと思います。書類上は出てきておりますので、これを却下とか、そういうふうには出来ないので、あがってきたらそれを取り消すか保留かになるんですけれども、今、現時点では正式な計画書というのがまだ出てきておりませんので、現時点ではそれが出来上がった段階で、その判断は私が入るし、また副会長、また地区担当の農業委員

と推進委員、事務局とまた再度協議をして、許可を出すかどうかを決めたらどうかとこちらとしては思っているのですが、皆さんの意見は。

[事務局]

先程もありましたように、10何年間耕作放棄地の状況なんですよ。このキウイを植える予定のところは。それがもう解消されるということは非常に嬉しいことです。農業委員会としても非常に喜ばしいことですし、地区の〇〇営農組合の方からも、いろいろ苦情じゃないですけども、質問とかどうなっているのですかというお話がありました。非常にありがたいお話ではありますけれども、営農計画自体は今のところ不透明かなという部分がありますので、そこをちょっと明確にする必要があるのかな、というふうに事務局としては考えているところです。

当然来ていただいて、あそこで営農していただくというのは素晴らしいことです。雇用も創出出来るでしょうし。

[3番]

23日、現地調査の前日に電話がありまして、3条申請で、ここでこういうふうに申請したいということで、明日ちょうどその日になっているから農業委員会に行って意見を聴いて現地を見るからということで話をして、現地を見た後に、状況としては大変厳しい状況で私がさっき話したような状況をそのまま言いました。現状としてこうですよ、と。抜根もしないといけない、電柱も線も柱も抜かないといけない。事務局に聞いたら苗がちょっとまだ正式に確約じゃない、というようなこともあるから、農業委員にあげても大変厳しい状況かな、ということで話はしてあります。ぜひ通してください、頑張ります。ということでは言われました。農場長は41歳です。

[1番]

すみません。もうちょっと補足したいと思うんですけども。現地調査と山口推進委員さんと、すみません反対の意見です。

現状、3方に道路が通っておりますけれども、片方、西側と言ったらいいかな、茶畑があるんですよ、現状ですね。その茶畑を長年、お茶をさめている方に対して、確かに、有害鳥獣の防護柵だとかも、もうすごくしてきているのを見てきているので、ああいうのを作られた場合に、隣のお茶畑さんはどうなるのかな、という思いがあるんですよ。その茶畑はやっぱり消毒だとかも、有害鳥獣のネットだけではなく、やっぱり薬なんかも使うと思うんですよ。キウイ畑であるとか。そうした時に、お茶畑のこともちょっと考えて欲しいかなというふうに思います。

[7番]

解除条件付ということですので、今いろんな意見が出ましたので、そこを整理していただいて、許可してもいいのではないかと考えているところですが。いかがでしょうか。

[議長]

今、7番委員が言われました通り、条件付きと言いますか、9月にそういう段階で、契約とかそういうのが出来上がれば、場所が耕作放棄地が抜根されて、キウイや作物が栽培出来るという、そういうふうな方向で前向きに捉えていいんじゃないかと思えます。ただ条件付きと言いますか、出来上がった段階で協議したいということで、現時点では保留というかたちでどうでしょうかね。そういうふうな感じで、計画書というのがはっきり出来上がってこない、方向的にはいいんですけど、もしその計画が相手方との話し合いとの計画が不成立になって、これで許可出したらもうどうしようもないので。だからその前にしっかりした計画書が出されれば認めてもいいんじゃないかと思うんですけども。そういう方向でどうでしょうかね。ですから条件付きとして耕作が確実なもの判断出来た時点での許可ということで持っていきたいと思えますし、判断については、そういう計画書を見て、私、また副会長、地区の農業委員・推進委員、事務局と協議の上で判断をしていきたいと思うのですが、それでどうでしょうか。

そうしたら、正式に決を採りたいと思えます。

条件付きとして、耕作が確実なもの判断出来た時点での許可でよろしいでしょうか。

判断につきましては、会長、副会長、地区担当農業委員・推進委員、事務局との協議の上で判断してよろしいでしょうか。

それでは起立によって決めたいと思えます。賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、条件付きとして許可をいたしました。

暫時休憩します。

[議長]

では、再開いたします。

[事務局]

先程条件付きということで計画書を判断して、当面の間は保留というかたちで決まったわけですが、先程大福委員の方から薬剤散布の関係で、お茶を作られているところで、薬剤が出てきた場合のご心配をされていましたが、こち

らの3条指定による許可申請書というのがございまして、〇〇さん、〇〇さんが作られたものですが、その中に「周辺地域との関係」ということで、「権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。」というので、営農することによって、周りに及ぼすと思われることがあったら記載してください、というところがあるんですけれども、そこにつきまして「特に影響無いものと思料します。」ということですので、申請書の中ではそういうところの影響はないというふうに申請があがってるところであります。ただ、許可を出す段階になったときに確認はしたいと思います。以上です。

[議長]

それでは、2番に移りたいと思います。

[事務局]

2番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 面積  
1,272 m<sup>2</sup> 外2筆 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇  
〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。

この件につきまして、担当の二宮委員お願いいたします。

[6番]

この物件はですね、譲受人の家族は既に賃貸借契約を締結して、耕作をしている土地でございまして。譲り受けた上で引き続き耕作をするということで申請されております。先程事務局から5ページのところで解約の報告がありましたけれども、その土地でございまして。

譲り受ける水田は3,480 m<sup>2</sup>で、価格は安いのですが、69万4千円でございます。場所はざっくりした言い方しか出来ませんが、〇〇線の〇〇の近くの信号から宮崎方面に向かって200mくらい進んだところに、〇〇が左側にありますけれども、〇〇ですね、その手前の道路を4~500m入った水田がある程度まとまっている1種農地の一画でございまして。

譲受人の家族の農地は結構大きくて、所有地が田畑合わせて22,600 m<sup>2</sup>、それから所有地以外の耕作している農地が63,400 m<sup>2</sup>程度で、合わせて86,000 m<sup>2</sup>近くになっております。面積の2/3が水田で、残り1/3が畑で、畑では甘藷を栽培されております。ということでございまして。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[1番]

ご報告いたします。8月23日、先程申しました5名で現地調査を行いました。ただ今、二宮委員がおっしゃった通りなのですが、現在飼料稲が作付けされており、景観等もきれいに管理されておりました。問題ないものと思われます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

12 ページをお開きください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。譲受人は〇〇、〇〇、〇〇地区において水稻や甘藷を栽培しております。今回の申請は経営規模の拡大であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第6 議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17 ページをお開きください。議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」でございます。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 143 m<sup>2</sup> 外2筆 所有権移転となります。譲渡人 〇〇区〇〇丁目〇〇番 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は一般個人住宅となっております。担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

個人住宅を建築するために、転用の申請をしているのです。場所は〇〇という信号がありますけれども、それから〇〇〇〇に向かって100mくらい進みますと、〇〇という看板がありまして、その手前の道路を進んだ先に〇〇公民館がありまして、そのすぐ側です。地目は畑と水田ですが、現況は耕作されておらず、住宅地に囲まれた中にありますので、宅地に草が生えている、というような状況のところですか。道路に接する申請地の面積は250余りですが、隣接する宅地を67㎡程度購入しまして、合計320㎡程度のところに住宅を建設する予定になっております。申請地が接する道路等は同じ高さでございますので、埋立ての必要はなくて、汚水についても合併処理浄化槽を設置するという確約書が提出されております。以上でございます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[3番]

報告いたします。8月23日に午前9時から事務局と5名で現地調査を行いました。場所は今、二宮委員が言われた通り、〇〇地区、〇〇の約100m東側にある農地で、南側・北側は道路に面しております。西側と東側は宅地に面しておりまして、東側の境界の線がきちんと引いてありました。雨水は北側の水路へ、汚水は合併浄化槽によって処理するということです。何ら問題ないかというふうに考えます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第二種中高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象でございます。

転用目的は一般個人住宅で、転用面積は252㎡です。

転用理由は現在、譲受人はアパートに居住しておりますが、住宅が手狭になったため、住宅を建築したく、今回の申請に至っております。

南・北側は道路、東・西側は宅地となっており、転用に伴う被害防除施設の設置の必要は無いとのことでございます。汚水については、合併浄化槽を設置し前面側溝に放流し、雨水等につきましては、排水路に放流し、万が一問題が生じた

時は、当方にて処理するとの確約書が添付されております。

事業費は、土地代 350 万円、土地造成費 70 万円、建物建築費 1,850 万円、合計 2,270 万円、となっております。金融機関の借入申込受付証明願 兼 証明書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。以上です。

[議長]

ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】 それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次、2 番です。

[事務局]

続きまして 2 番です。2-1、2-2 とございますが、場所が同一でございます。27 ページをご覧ください。〇〇〇〇さんの土地と、〇〇〇〇さんの土地を合わせて転用するものでございます。一括して説明させていただきます。

農地の所在、2-1 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 330 m<sup>2</sup> 外 1 筆 所有権移転 譲渡人 〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 大字〇〇字〇〇番 田 1,304 m<sup>2</sup> 外 1 筆 所有権移転 譲渡人 〇〇〇〇 大字〇〇 〇〇番地、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は宅地分譲となっております。担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[6 番]

宅建業者が宅地分譲を行うために、転用の申請をしております。今、お話がありましたように、譲渡人は 2 人おりますが、陸続きの土地ですので便宜的に一括して説明をいたします。2 人分合わせて 2,989 m<sup>2</sup>の第 3 種農地の水田を埋め立てまして、8 区画の宅地を造成するという計画になっております。場所は先程簡単に説明がありましたが、〇〇から入って 400m くらいのところでございます。汚水は公共下水道に接続して、雨水は敷地内に集水桝を設けて排水路に放流する、ということになっております。以上でございます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[3 番]

報告します。今、二宮委員が言われた通りで、申請地は〇〇〇〇、今の〇〇のほぼ東、〇〇〇〇の約400m南側に位置する農地です。申請の目的は約8棟の宅地分譲を計画されているようです。東側が水路、西側が道路、南側も水路、北側は水田となっており、周囲はブロック塀を設置して敷地内の雨水流出を防ぎ、汚水、雑排水は公共下水道に接続するということであります。問題ないかというふうに考えます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第二種中高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象でございます。

転用目的は宅地分譲で、転用面積は2,989㎡です。

転用理由は譲受人が宅地建物取引業を営んでおり、申請地の田は現在休耕の状態、住宅供給の面からも申請地を有効活用するべく宅地分譲を計画し今回の申請に至ったものです。

東側は水路、西側は道路、南側は水路敷き、北側は田となっております。周囲はブロック塀を設置し敷地内の雨水の流出を防ぎ、汚水、雑排水については公共下水道に接続することとなっております。なお、道路及び農道、水路については関係機関と協議を済ませているとのことです。また、汚水、雨水処理につきましては万が一問題が生じた際には当方にて責任を持って対処するとの確約書が添付されております。

事業費は、土地代2,212万円、造成費1,567万円、その他170万円、合計3,949万円となっております。金融機関の融資予約証明願が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。以上です。

[議長]

ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第7 議案第42号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。



[事務局]

29 ページをお開きください。議案第 42 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」。所有権移転です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 722 m<sup>2</sup> 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[8 番]

説明いたします。〇〇〇〇さんの 722 m<sup>2</sup>の田を〇〇〇〇さんへの所有権移転です。農地の場所は〇〇の隣の〇〇の〇〇から北へ約 200m行ったところ。農地の前が〇〇さんの実家があり、〇〇さんの実家の前が土地になっております。また〇〇さんは認定農業者でもあり、キャベツと白菜をメインに作っておられます。〇〇さんのキャベツ・白菜用の苗床用のハウスが手狭となっており、ここに新たに苗床用ハウスを作るために取得となりました。また〇〇さんとの協議の結果、了承が得られましたので所有権移転となりました。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次、2 番です。

[事務局]

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 965 m<sup>2</sup> 外 1 筆 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[6 番]

すぐそこの東側を〇〇川という川が流れておりますけれども、これを少し下りまして、〇〇の〇〇の先ですね、〇〇川の右岸に接している 1,064 m<sup>2</sup>を、53 万 2 千円で認定農業者が買い取るという案件でございます。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次、3番です。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 8,880 m<sup>2</sup> 外12筆 所有権を移転する者 〇〇市〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。

本件は第3回総会に提案し、計画決定を行いましたが、資金融資の手続きが遅れまして、対価の支払期限までに代金が支払われず、第6回総会で計画の取消を行った案件です。この度、資金融資手続きについて金融機関に確認を取り、融資実行日の目処がついたことから同計画を再度提案するものです。担当の永友副会長よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明いたします。申請地の所在地は〇〇地区にありまして、〇〇の牧場があったところで、その後、〇〇が発生いたしまして、〇〇となった土地であります。改良工事、それから分筆登記も完了して、買い取りの申し出がありました〇〇〇〇さんが、総額2,153万5千円で買い取る計画です。〇〇〇〇さんはですね、肉用牛一貫経営を行っておられまして、認定農業者であります。取得後は飼料作物を作付けされる予定ですので問題ないと思います。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

続きまして日程第8 議案第43号「高鍋町農業委員会「農地等の利用の最適

化の推進に関する指針」(案)について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

[事務局]

31 ページをお開きください。議案第 43 号「高鍋町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について」でございます。

申し訳ございません。ちょっと長くなりますが、読ませていただきます。

平成 28 年 4 月 1 日に施行された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」により農業委員会等に関する法律が改正され、「農地等の利用の最適化の推進」、すなわち「①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進」が農業委員会の必須事務となったところでございます。これは法第 6 条第 2 項に記載されているところでございます。

また、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での農地利用最適化推進委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないこととされているところでございます。これは法第 7 条第 1 項に記載されているところでございます。

さらに、農業委員会が指針を策定するときは、推進委員の意見を聴かなければならないとされており、これは法第 7 条第 2 項でございます。推進委員は指針に従って活動しなければならないとされたところでございます。これは法第 17 条第 4 項でございます。

それでは、32 ページをお開きください。

## 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律の改正法が平成 28 年 4 月 1 日施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

高鍋町においては、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められています。

土地利用については稲作、露地野菜等、様々な営農形態があることから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要があります。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、

担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、高鍋町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方針を以下のとおり定めます。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととなっております。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」の通りでございます。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

現状で管内の農地面積、これは平成35年まで同じ面積で、1,480haとなっております。

現在、遊休農地が53.7ha、遊休農地の占める割合が3.63%となっております。3年後の目標です。平成32年3月には、遊休農地を29.7ha、2.01%にしたいと。35年最終ですね。遊休農地が0、ということを目指しております。

この3年間の目標につきましては、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の中で、遊休農地面積が年間8ha減らす目標がございましたので、この8haが毎年減っていくということで、3年後の目標にしております。

35年の0というのは非常に厳しい数字ではございますけれども、これを目標に、高鍋町農業委員会一丸となってですね、頑張っていきたいと考えているところでございます。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」に基づき実施いたします。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調

査の時期にかかわらず、適宜実施するということにいたします。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行います。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図ります。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行います。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化することを目標といたします。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

現状は、先程も申しましたが、1,480ha で、平成 35 年まで一緒になっております。集積面積につきましては、現在が 638ha、3 年後につきましては毎年 20ha 増えることで 698ha、目標につきましては全体の 1,187ha。

先程申し上げました、下の注 1 にも書いてございます、「担い手への農地利用集積率は 80%を目標としている。」ということで、目標面積を 80%にいたしまして、1,480ha に掛け算をいたしまして、1,187ha でございます。

### 【担い手の育成・確保】について

現状として、総農家数が 462 戸、うち主業農家数が 157 戸、認定農業者が 135 経営体、認定新規就農者が 4 経営体、基本構想水準到達者が 0 経営体、特定農業団体その他の集落営農組織が 0 団体、となっております。

3 年後の目標といたしましては、こちらも、3 戸ずつ一年間に増えるということで、471 戸、166 戸、144 経営体、9 経営体、0 経営体、0 団体となっているところです。

目標、平成 35 年 3 月につきましては、477 戸、172 戸、150 経営体、15 経営体、0 経営体、0 団体、となっているところでございます。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

人・農地プランにつきましては、産業振興課の方で現在のところ作成しているところでございます。

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組めます。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進いたします。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努めることといたします。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

現状で平成 28 年度が 4 名の方が新規参入されました。新規参入者法人につきましては 0 法人でございます。目標もずっと 0 ということになっております。

3 年後の目標につきましては、年間 3 人新規就農するというところで 9 名、目標についても 15 名を設定しているところでございます。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施します。

② 新規就農フェア等への参加について

町、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備します。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分ない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図ります。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

○ 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する等の検討を行います。

○ 農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担います。

ということを、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針案」(案)として提案いたします。

[議長]

事務局の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。

[6番]

よろしいですか。あのいくつかあるんですけども、まずですね、2ページの表の集積率ですね。当初の3年間は4%で、次の3年間で一挙に33%にアップしているんですけども、これはどうしてかなと、というのが一点。まとめてお話しの方がよろしいですか。

[事務局]

はい、どうぞ。

[6番]

次はですね、農家数に関する質問なんですけれども、3ページにですね、農家

数は6年後にはわずかに増加するという事になってるわけですがけれども、これから6年間にですね、高鍋の農地の1/3以上の農地をですね、500ha以上を農地流動化して、担い手のところに移そうとしているわけですね。そうすると、農家数が当然減少するというふうにみるのが当然じゃないのかなと。高齢化もありますし。農家数が減少しないという前提に立っているのはなんでかな、というのが質問の主旨です。

それから次にですね、全体の表を総合して、一番大きな疑問なんですけれども、高鍋の農地のですね80%を担い手のところに集積しますという目標になっているんですね。これは80にしろと書いてあるから止むを得ないんですけども、80の目標が立っていると。そうすると、高鍋の担い手のいない農家はですね、20%の土地しか使えないわけですね。この表を見ると20%の土地を、高鍋の農業者の6割の人達が使うわけですね。そうすると、きわめて零細な農家がいっぱい生まれると、というのが、この表から読み取れるんじゃないかなと。

従ってですね、この表を作るときには、6年後には農家数は減少するという前提に立たないと、相当落ちるような計画は立てられないんじゃないかという気がするんですけども、そこがうまく説明出来るのかな、というのが次の質問です。

それからもうひとつですね、文言の訂正はまた別にあるんですけども、文言じゃなくて、数字上とかの説明をですね、質問を今しているんです。もうひとつはですね、これは3ページですね、上に表がありますが、そのところに、関係局とすり合わせをして調整しなさいよ、という言葉が書いてありますけれども、この文言からみるとですね、修正されてないので、おそらく産業振興課なのか何か役場の組織が僕は分かりませんが、そういうところとすり合わせをした上でですね、やらないといけないんじゃないかなとというのが質問です。

文言の修正は別途またあります。以上です。

#### [事務局]

まず最初の担い手の集積目標ですけども、こちらはおっしゃる通り、最初は1年間に20ha増えるという計算で平成32年3月までやっています。それは先程申し上げた今年の5月に作成いたしました平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画、その中でですね、担い手への農地集積面積につきましては29年度におきましては20haですよ、ということで、3年間は20haでいこうということで平成32年3月の面積を算出したところなんです。

平成35年の面積につきましては、おっしゃる通り80%というふうに目標を「農林水産業・地域の活動創造プラン」というのにございましたので、それから逆算して1,187haと、倍近い面積を集積するというふうに、単純に計算して出し



た数値でございます。

次が、3 ページ。集積するのに農業経営体は減少で尚且つ辞めたということですけれども、今まで農家戸数自体が増えるという部分につきましてはですね、新規就農者 4 経営体、9 経営体、15 経営体、とあると思います。9 経営体が新規就農で、462 戸に対して 9 戸で 471 戸というふうに計算したところでございます。

新しく農業を営む方ですね、新規就農者ということで、現実的には二宮委員がおっしゃるように辞める方の方が多くて、新規就農される方の方が断然減る可能性はございますけれども、集積と農家数と逆行するという部分はあると思います。ただ目標といたしましては、農家戸数を増やしていく、ということを目指して発言させていただいたところです。

「目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。」、とございますが、産業振興課の方と協議しましたけれども、こういう計画は立ててないということでしたので、農業委員会独自で立てさせていただいたところでございます。

[6 番]

よろしいですか。農家戸数が増えるというのは、本当にあり得る話なんですかね。先程もお話したんですけれども、高鍋の農地の 8 割を動かすんですよね。8 割を大手のところを持っていくと。そうすると 2 割しか残らないわけです。2 割の土地をですね、数百戸の農家で使うわけです。そうするとこれは大規模化に逆行しますよね。農家数を減らさないと、辻褄が合わないんじゃないですかね。

[事務局]

理論的にはそうだと思います。

[6 番]

そこで、この 462 とか、157 というのは、これは 15 年のセンサスの数字なんですかね。この 29 年 3 月と書いてありますよね。これは 15 年のセンサスの数字でしょ。センサスの数字だとですね、その前のセンサスの 5 年間で、どれだけ減ったかっていうことがわかりますよね。そういう減少率を掛ければですね、理屈として、誰にでも説明出来るんじゃないですかね。高鍋の農家の過去の 5 年間の傾向をみて、この減少率を用いて算定したらこの数字ですよ、というふうに言った方がいいんじゃないかなという気がしますよね。農家数は増えるけれど、土地はみんな剥がされていっていると。

[事務局]

おっしゃるように高齢化で農地を手放す方がいらっしゃるとありましたが、

これは言い訳にしか聞こえないと思うんですけども、5反持っている、農地集積に協力しますよ、と。ただ5畝は残して家庭菜園したいという方が結構いらっしゃるんですよ。

[6番]

そこは農家と算定するんですか？

[事務局]

農家ですよ。

[6番]

5畝でも。

[事務局]

はい。

[6番]

よろしですか。仮に私が農家でですね、2町5反を持ってますと。8割はどこかに持っていかれるから5反残したという人ばかりならですね、これが成立しますよね、こういう数字が。8割は持っていかれても5反残っているから、20%残っているから、農家数は移動しないよと。従って、新規に参入した数だけ、これ15かなんかですかね、増えるよと。という理屈はありますけれども、みんなそうではなくて、中には亡くなる方もあれば、高齢で辞める方もあるわけですよ。だから10年～15年の減少率とかを用いた方がですね、むしろ納得してもらえるような数値ができるんじゃないかと思えますけれどね。

[事務局]

おっしゃることは、もつともだと思います。実際にはですね、私も思ったのです。総農家数よりも、認定新規就農者ですね、こちらの方に重きを置きたいのですけれども、どうしても総農家数という部分がございますので、総農家数が減るとことは十分考えられると思います。おっしゃる通りだと思います。農業、今40何%、集積率が80%になるわけですから、農地を手放す人が40何%いるわけです。認定農業者にも。土地を手放すというか担い手の方がですね、理屈としてその通りだと思います。

[6番]

逆に農家を減らせない理由は何なんですか、これは。減らすと不都合があると

いうお話でしょう、今のは。農家数を減少させると何か不都合があるというふう  
に聞こえるんですけども。

これは、私はもうひとつ、本当は質問したかったんですよ。1,480ha というの  
がありますね。これも6年経っても面積は同じです、となっているわけですよ。ね。  
これはさっき何かチラッと言われましたけれども、変わってくるみたいなこと  
を言われたんですけども、そこもよく理解出来なかったんですけどね。

[事務局]

これは農林業センサスの数値ですね。1,480ha は。

[6番]

それ15年のでしょ。

[事務局]

そうですね。

[6番]

15年から、時が経過すればですね。

[事務局]

2020年ですから、農地は減ってきますよね。

[6番]

これも同じになってますよね。農家数と同じで。

[3番]

私も考えたことはあったんですよ。例えば1,480haと違って、実際に見てみる  
と、私の担当区域で、先祖畑がずっと通浜まであるんですけども農地で。耕作  
していない。それを解消するというのは、もう今の状況で、水もこないし、機械  
も入らないから無理。どうするかというと、もう非農地証明くらいしかないん  
ですよ。その分の見込みは、やっぱり少しは入れていってもいいんじゃないかな、  
とは思うんですよ。もう復元出来ないところもあると思うんですよ。

[事務局]

こちらの計画書にも非農地判断の進め方というのがありまして、農地に戻る  
可能性がない部分については、農地から外す、というふうな考え方も持てるわけ  
で、その意味合いからいくと農地は減っていくと思います。

[6番]

今日、私が5条の説明したのでも3反減っているんですよ。ひと月で。だからね、同じ面積が6年間続くというのは、やはり不自然じゃないですか。そこは素直に過去の減少率、この農地をですね、過去の減少率を使えば、一番皆さんに納得してもらえる数値が出るんじゃないかなと思います。

[事務局]

そこは説明書きによると、農林業センサスの数値を記入することとなっております。

[6番]

なっているのは、当初という意味でしょ。

[議長]

5年後の目標がということですよ。35年には5年前のセンサスで減少率をこれに入れるということですね。

[6番]

だから15年の数値を使えと言っているのは、29年3月の数字に出せと違うんですか。そうでないと、3つともそれを使うんだったら、この表を作る意味がないですよ。

[事務局]

ただ単純にですね、遊休農地の解消面積というところ、1ページから判断すると、遊休農地が減るわけですよ。ということは、53.7ha+1,480haが、単純に考えるとそうなるのかなと。

[6番]

AにはBが入ってない、という理解ですか。

[事務局]

AにはBは入ってないです。

[6番]

入ってないんですよ。そうするとこれはプラスの要因ですよ。一方で5条とかでマイナスの要因があると。プラマイするとどうなるかということを考えな

いといけない、ということですよね。土地はそれでもいいとしても、農家というのはプラマイにはならないでしょう。規模は増えないんだから。

[事務局]

新規就農者を増やしていこうという目標もありますが、外から来る方ですね、これ以上に定住促進という意味合いからもですね、新規参入者は3名にはなっておりますけれども、増やしていこうという意欲もありますから。

[6番]

増やすのはいいんですが、世の中に全然逆行しているんじゃないかと。現実はどうならないんじゃないですかね。

[5番]

現況としては、そうですね。高齢化になって、本当に辞める人が多くなってきてるしですね。さっき言われるように、土地が宅地化になって減っていくし。二宮委員の言われるようなことも、納得出来るような気がしますね。

[事務局]

ただ農業委員会としては、減るものはしょうがないというような考え方じゃなくて、減るんじゃなくて増やすというような、そういう目標を立てた方がいいと思うんですが。

[6番]

いや、土地が増えて、農家をもう増やしてないですよ。土地の全体量が基本的に変わらないですよ。遊休だなんだといっても、たかが知れてるんで。

[事務局]

Bを再生整備すれば、53.7haは減るわけで。

[6番]

いや、53.何%もならないですよ。3%ですか。15経営体にそれを割り当てれば、もう大したことはないですよ。

[事務局]

結構な数字になりますよ。下限面積ぎりぎりくらいですね。

[6番]

この表が世の中に出たときにね、本当かいねと言われなかな、という気がするんですよ。

[事務局]

目標ですから。

[6番]

目標は、やはりある程度想定出来る範囲内じゃないとね。目標だからどうしてもいいというわけにはいかないの。

[事務局]

目標だからどうしてもいいんじゃないで、新規就農者は毎年3名いらっしゃるわけで。

[6番]

いや、だから10年と15年の農家数を見て、どれだけ減ったか増えたか、その理屈を使えば科学的なんじゃないですか。

[事務局]

センサスの数字を使えば確かに出てくると思います。

[6番]

それを使いましたと言え、それが間違っていると言う人がいたら、どういう数値を使えばいいのかと聞いてやればいいですよ。その時は。

[事務局]

農家数を、例えばデータで462戸あるわけですよ。今、現在農家数が。目標として396戸が目標です。データを基に出しているのは全部目標ですから。

[6番]

どれですか。

[事務局]

表です。農家数です。462戸ですよ、今。経営体が増えるとして、単純計算して足して477戸ですよ。これは目標ですよ。二宮委員がおっしゃるように、462戸だと。現実はそのだと。データを整理した結果、390という数値が出たと。高鍋町農業委員会は、総農家数を目標として390戸にするのかとなった

ときに、減らす方向をあなた達は目標にするのかと。高鍋町農業委員会は目標にするのかと。というのは、おかしいと私は思います。

[6番]

いや、規模を大きくするんだから、農家が減るのは止むを得ないところもあるでしょ。絶対面積は変わらないんだから。大きいところを作れば小さいところがいっぱいできるわけですよ。数を減少させなければ。零細農家を作ることを目指すのか、ということになってしまいますよね、これは。

[事務局]

減らす目標というのは、おかしいんじゃないでしょうか。

[6番]

いや、減らすんじゃなくて、減る目標になるには止むを得ないんじゃないですかね。現実を踏まえたら減るよと。過去の実績から見て、10年と15年の間のセンサスの間に、どのくらいの率で減ったかというのを見ればですね、そんなに大きな差はでないんじゃないですかね。

[3番]

単純に人間×面積ですれば、人間が減っても面積が多くなれば、数値的には合うというわけですよ。

[6番]

私だったら、規模を大きくするから農家数は減りましたと言ったら、全然おかしくないですよ。規模を大きくしようと言ってるわけですから、これは。

[3番]

担い手以外の農家が、どんな風に減少していくかというのは見えないとこですよ。

[6番]

見えないからこそ10年と15年の間の数値とかを使えば、比較的皆さんに納得してもらえる根拠になるんじゃないかと。

[事務局]

二宮委員がおっしゃるのは現実的ですし、そういうかたちになると思います。ただ目標となってというのはですね。

[6番]

農家数が減ることは、問題じゃないんじゃないですかね。

[事務局]

農業委員会が減る方向に持っていく、集積するということは、そういうことになるとは思いますけれども、農家数が減る方向で農業委員会が動いていくというふうなかたちを捉えかねませんので。その考え方ですよ。

[推進委員3番]

それで自然なんだから、それでいいんじゃないですかね。

[6番]

それが自然じゃないですか。

[推進委員3番]

ただ単純に。説明するのに。

[3番]

地域就農を増やすという意向で、面積は変わらない、担い手農家も増やす、ただ相対の農家としては減りますよ、というのは一連の流れですね。

[議長]

現時点で今、中間管理機構の進めている制度というのは、認定農家とか、担い手への農地の移譲ですからね。だから現実的には移譲するということは、それだけ農地を全部担い手の農家ということになれば、やはり農家は減っていくのは当然のことですよ。ただ農業委員が何か目標として農家を減らしていくというのが出てくると何かおかしいかなという気もするけれども、現実的にはやはり今の情勢からみると、担い手の育成と集約していったりすれば、目標の農家数は現実的には減っていくというのは、これはいたしかたないことで、そういうふうにしていかないとやはりいけない。現実的にはそれが一番ですよ。誰が見ても。

[事務局]

説明はいりますよね。二宮委員がおっしゃったように、集積するんだから農家数は減っていくと。集積を継続的にするんだったら農家数が減っていくことも合わせて考えねばならないと。



[6番]

結果として減りますよと。目標じゃないけれども。

[事務局]

ここの部分については【参考】と書いてありますので。

[6番]

いや、【参考】というのはですよ、この注を見ていただくと分かるんですけども、これを基にして前の表を作りますよ、と書いてあるわけでしょ。これが基礎になってますよ、と。

[事務局]

これはですね、農業会議が決めたものがありますので、総農家数が増えることについて皆さんがちょっとおかしいんじゃないかと言われるわけです。ですからこの中で、総農家数が462戸、477戸と書いてございます。ただ担い手につきましては増やしていく必要がございますので、総農家数を削除したかたちではどうでしょうか。

[6番]

そうすると、この指針の中に農家が何軒あるかも分からないよと。面積は分かるけれども農家が何軒あるのかも分からないという資料になりますよね。

[事務局]

そうですね。

[6番]

それはまずいんじゃないですかね。不都合な部分の数字を隠そうというのはね、あまりいいことじゃないんじゃないですかね。正直になって話をした方がいいんじゃないですかね。

[7番]

総農家数は、先程の確認ですけども、15年のセンサスの数値を記入するというのは、3年後の目標もその通りに書け、ということなのですか。

[事務局]

そうです。

[6番]

5年後もそうしろと書いてあるんですか。

[事務局]

どこの話ですかね。3ページですかね。

[7番]

3ページの注2のところですか。総農家数。35年のときには5年後の数値を書きなさいよと。

[6番]

もちろん、そうだと思いますよ。一番最初の欄には15年の数値を使いなさい、という意味だと理解したんですけれどね。

よろしいですか。あまり長くなってもあれですけども。8月中に作れということになってますよね、目標は。そうすると逃げはいくらでも出来るんで、調整は8月にかけてだけでも、修正が出て、9月に結果的にになりましたと言っても問題ないわけでしょ。

[事務局]

早急に作りなさい、ということになっておりますので。

[6番]

来月かけるよと。手直しをして。文言の修正するところもあったら修正して、というのでいかがですか。堂々巡りでね、時間ばかり経過するんで。

[事務局]

総農家数、また出したときに、おかしいところがあるといけないのでですね。

[6番]

だからですね、これを修正されたら、総会のだいぶ前にみんなに配って、これでいいかね、と聞かれたらいいじゃないですか。非公式にみんなに配って。それでいろんな意見が出たら、それを踏まえて総会にかけていただければ、今度は一発で終わるわけでしょ。

[事務局]

今の現時点で意見がある方は、おっしゃってください。

[5番]

さっき言われたようにですよ、高鍋町農業委員会として、戸数を減らしていこうとすることは悪いわけですか。

[事務局]

目標としては増やしていく方向で。

[5番]

現実的に考えて、やはりそこら辺は。高鍋町農業委員会として、組織を減らしてはいけないという計画を作るといけないというのとか。

[事務局]

いや、そういうのはないですよ。ただ二宮委員がおっしゃったように、普通に合理的に考えていけば、農地を集積するんだったら、リタイアする人の農地を考慮するんだから、辞める人が増えるんじゃないかというような理屈でいけば減ると。現実問題減るということです。ただそれを目標にするのがどうかなと私は思っただけで。目標としてはあくまでも増やすべきじゃないかなと思っただけです。

[推進委員5番]

現実的に増えるということは、もうあり得ないと。

ひとつ言えるのはですよ。国の政策として言っているのは、新規就農者を導入しなさい、支援金を出すから導入しなさい、というので、人間を減らさんようにしていたのは事実ですよ。新規就農者自体は大きな土地は求めないですよ。施設とかですよ。ハウスをするから組合員としては残っていく形態になっているのですよね。その人間は。

[事務局]

まず小さな農地からということですよ。

[推進委員5番]

そうそうそう。ハウスとかは施設ですわ。そういう人間が最近多いということですよ。いろんな地域においても。

[2番]

施設じゃないと経営は成り立たないからですよ。

[推進委員 5 番]

農地では成り立たないから施設を求めて、人間の個体数は意外と減らないかもしれないけれど、あとは法人化で大きな農地を求める人が多いですよ。畜産なんかにしてもですね。

[ 7 番]

新規参入を減らすということで、県とか町が連携しておりますけれども、その前にせっかくの指針ですから、農業関係の機関と連携するみたいなのも謳ってもいいんじゃないですかね。

[推進委員 5 番]

さっき二宮委員が言われたように、あまり数字にこだわってもよくないと。

[事務局]

人数につきましては減る方向ですね。高鍋町の農業委員会としては農家数は減りますという目標の下、9月の総会にかけることを考えさせていただきたいです。それが目標ということですので。それを基に、皆さんで活動しましょうということになります。当然集積すれば人数が減るのは当たり前ですから。集積しなかったら農家数は新規参入者がいれば増えるということになりますので。それが私も深くは考えなかったの。農家数は集積と新規就農が目標ですから。集積すれば減ると。総人数は減りますけれども、新規就農者は増やす方向で活動しますよと。二宮委員が指摘された方向で考えて、また再度提案させてもらおうということでもよろしいでしょうか。

[議長]

今、事務局の方からそういう提案が出ました。一応目標ということですが、やはり農地の集積というのが大きな命題にはなっておりますので、そうすればやはり農家数も減っていく。減っていくといいながらもやはり新規就農も増やしていかなければいけないし、参入してくるところも大規模に入ってくる人は少なく、最近の傾向としては、ハウスなどの20~30aに入ってくる人がだいたい大方多いみたいで。そういう方たちの形態、けれどそれなりのある程度の所得をあげていく人が、今、認定農家でもそういう傾向になっております。ハウスで3反とかで収入を認定の基準に達している方がやはりそれなりにおられますので、そういう方たちがどんどん入ってくるのが、またひとつ目標になるかと思えますし。今、二宮委員の意見を参考にしながら、数値とか変えながら、また来月に提案していきたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

[事務局]

一応これをですよ。暫定というかたちで出してよろしいでしょうか。暫定版というかたちで。

[6番]

それは来月の総会以前に報告しないといけないんですか。

[事務局]

報告というか、調査がくるんです。8月に作りますと報告しておりますので、総会にかけた結果、承認は得られなかったということです、暫定というかたちでは作成しております、と。来月の総会でまたやりますというかたちですね。暫定版というかたちで、出させてもらってもよろしいでしょうか。まだ案は消さない。

[6番]

事務局長案でよろしいんじゃないでしょうか。

[事務局]

案は消しませんので。

[議長]

一応それでよろしいでしょうか。では、そういうふうにしたいと思いますので、ありがとうございます。

それでは以上で、本日の議案の全てを終わりましたが、事務局からその他で連絡することがあればお願いします。

私の方から一言。今日、最初にありました農地利用状況調査ですけれども、皆さん担当割の地図をもらったと思うんですけれども、日付設定がされておりました、これで担当区域を回ってもらうんですけれども、その時、農地相談員の金森さんの方から、遊休農地、荒廃した農地を重点的に見て回ると思うんですけれども、それでやっぱり農振の一番いいとことか、そういう少しでも早く農地へ復元が回復出来るようなとことか、そういうところをチェックしながら、そしてそれを現地調査をして、その次の段階に少しでも解消されていくように、また農地の移動が担い手に集積するよとか、そういう情報とかをある程度普段から調べてもらって、少しでも解消とか、そういうふうになっていくようにお願いします。

そういうのをまた次のときに最後のときにですよ、連携していくようなかたちでそういうところで少しでもいいところがあったりしたら、話し合ってもらったりするのもいいかなと思って。ただ来てからすぐ終わって帰るじゃなくて、30分くらいでも地図見ながら、うちにはここ辺があるとか、そういう話し合いを終わったあと少しでもして、解消に向けた努力をしないといいんじゃないかなと思います。現況調査とか、そういうときに見てから気になったことがあったら、また連絡していただくとありがたいと思います。

[推進委員3番]

誰に報告するのですか。

[議長]

自分の担当がありますわ。それでそういうところがあって、そういうところがあるから、その人に言って、それをロータリーかけるとか、貸したらいいんじゃないかとか、そういうふうな感じで。担当を解消するとか、また別の人が担当以外の他の人が借りたいとか、そういう情報が出てこないとわからないですわ。

[推進委員3番]

聞いているのは、アクションを起こす際に、こういうところがあるよっていうのを事務局長に言うのですか。誰に言うのですか。

[議長]

こういう会の後にでも言ってもらえると。みんなに話して、そういうところがあって解消するような感じで話し合わないと。自分たちだけで持っていて全然先に進まないですわ。自分のところを回って、それを誰か他にそこを耕してもらえるといいかなとか。そういう話をちょっとでもする機会を設けてくれればいいんじゃないかなと思って。

[5番]

私も過去6年やってきてですよ、遊休農地の解消とか、そういうのは全然あんまりやってないんですよ。現実的にですね。だからやっぱりそこにもっと力を入れたらなという気がします。

[推進委員3番]

やってアクションを起こせるようなところもあるわけです。しかし誰に言っていないかわからなかったですから。

[推進委員 1 番]

私のところもありますけど、とりあえず農地中間管理機構に相談してくださいと私は返事しています。

[議長]

少しずつでも、いっぺんに簡単に済む問題じゃないので。そういう感じで、ひとつお願いしたいと思いますので。

それではこれもちまして、平成 29 年第 8 回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(15 時 56 分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、ここに署名する。

議 長                      会 長

署名委員                      6 番

署名委員                      7 番